

第九期第5回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和4年5月30日（月） 午前10時～10時40分
- 2 会 場 練馬区役所本庁舎19階 1907会議室
- 3 出席者 北沢委員、松原委員、伊藤委員、中村委員、門井委員、黒木委員、古沢委員、今井委員、阿部委員、粉川委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
 - （1）開会
 - （2）新委員紹介
 - （3）更新登録協議 特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会
 - （4）その他
 - （5）今後のスケジュールについて

（1）開会

会長

お時間より若干早いのですが、おそろいですので、ただいまから第九期第5回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。私は、会長を務めます福祉部管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本協議会の実施に当たっては、短時間でスムーズに議事進行をしたいと考えておりますので、何とぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。まず、委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

委員の出席状況について御報告いたします。委員数13名のところ、10名の委員が御出席されていますので、運営協議会は有効に成立していることを御報告いたします。出席状況については以上です。

（2）新委員紹介

会長

それでは、次第に従い進行させていただきたいと思っております。まず、新委員の紹介というところでございます。前回の協議会でお知らせいたしましたけれども、福祉有償運送実施団体から就任いただいていた委員が、令和4年3月末をもって解職となりました。新たに就任いただく委員から自己紹介をお願いいたします。

（委員自己紹介）

会長

どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、東京都運輸支局長の指名する職員および練馬区職員の委任について、人事異動により変更がありましたので、自己紹介をお願ひいたします。

(委員自己紹介)

会長

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。委員に就任いただく皆様の委嘱状につきましては、机上に配付させていただいておりますので、御確認をお願ひいたします。なお、任期は令和4年9月30日までとなっております。それでは、協議を行う前に、配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

事務局 (資料確認)

(3) 更新登録協議

会長

それでは、次第の3、更新登録協議の方に進みたいと思います。日本ライフアシスト協会さん、どうもお待たせいたしました。事務局の方から、まず、日本ライフアシスト協会さんの資料について御説明をさせていただきます。

事務局

それではまず、A3版の要件確認書を御覧ください。前回、平成31年5月の更新登録協議時点と比較して、御説明をさせていただきます。今回の更新内容を左側、前回の申請内容を右側に記載しております。前回から今回にかけて変更のある項目については、表の各項目の中央に丸印を入れております。

項目1、項目2につきましては、特に変更はありません。

項目3「旅客から収受する対価」につきましては、運送の対価に関しましては、前回から変更ありません。運送の対価以外の対価、その枠の一番下の機器使用料につきましては、こちらは、前回車いす1,000円となっておりますけれども、車いすについては現在、無料で貸し出しているとお聞きしていますので、こちらが変更となっております。

項目4「使用車両」につきましては、団体の所有車両で、福祉車両1台分。前回の申請時は2台でしたので、こちらが変更となっております。

項目5「運転者」、こちらは運転者が4名で、普通免許が3名、二種免許所有者が1名で、こちらに変更はありません。運転免許証の写しで確認を行いました。

項目6は変更ありません。

項目7「運送対象」につきましては、イからトまでの方を対象としておりますが、こちらは会員数に変更がありました。身体障害者3名、介護認定者91名、要支援認定者9名、会員登録数が103名となっております。前回よりも81名少なくなっております。

項目8も変更ありません。保険証書の写しで、対人対物無制限の加入を確認させていただきました。

項目9「その他」運送の実績につきましては、別紙の運送実績把握資料でお示しておりますので、協議に当たって参考資料として御参照いただければと思います。

事務局からは以上です。

会長

事務局からの説明が終わりましたので、日本ライフアシスト協会さんから補足説明などがありましたら、よろしく願いいたします。

日本ライフアシスト協会

よろしく願いいたします。内容的には、車が1台減ったことに対しては、コロナの影響で、その当初はガクンとすごい数字で件数が減りました。どうしてもなく売上げも伸びませんでしたので、とりあえずナンバーは切っております。そういう状況でしたが、令和3年は大分業績もよくなりましたので、車の購入も考えようかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。それでは、御説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

今、車両を減らしたということで御説明をいただいたのですけれども、それに対して、会員さんの人数が103名いらっしゃるということで、ほとんど輸送の実績がないということだったのですか。

日本ライフアシスト協会

減らした理由は、過去2、3年で1回も使っていない方とか、亡くなられた方とか、それから一つの施設を持っていたのですが、そこの契約が切れたものですから、それで見直したらこの数字になったということでございます。

委員

この数字というのは、会員さんの人数ですか。

日本ライフアシスト協会

そうです。

委員

今、車両は1台ということなのですか。

日本ライフアシスト協会

1台で今は間に合っていますけれども、令和3年度の実績が過去最高だったものですから、今は少し考えようかなと思っております。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

令和3年度は、売上げというか、運送回数なども増えたということですか。

日本ライフアシスト協会

運送回数も、1,690回強です。

会長

令和2年度は1,612回ですね。

日本ライフアシスト協会

70件以上は増えております。

会長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

委員

輸送対象者について、今日は直接審議には関係ないかもしれませんが、実態を教えてほしいのですけれども。更新時の運送実績把握資料というのがあります。ここで、一番下の段のところに人数の推移というのがあるって、平成30年度が、精神障害者の方が164名、それから、知的障害者の方が17名、会員総数184名の内のほとんどがここで占めています。平成30年、令和元年度までは同じ数字で、令和2年になると、そのメインの方が外れて、要介護の方が中心になるというふうになっているのですが、これは先ほど言われた、どこかの提携先がなくなったからでしょうか。

関連して、先ほどの申請団体要件確認書というA3の用紙がありまして、この対象者を見ると、前回申請時、平成31年度は、要介護の方が164名、要支援の方が17名となっていて、これは、精神障害者と先ほど言っている障害者のことなのではないでしょうか。人数が合わないの。

会長

私の方から御説明させていただきます。この区分は令和2年に改正があって、イ、ロ、ハの区分も内容も変わっているのです。それでこのような形になっているのですが、当時、令和元年度までは、イが身体障害者、ロが要介護認定者、ハが要支援認定者、ニがその他と、その他の中には肢体不自由者と知的障害、内部障害、精神障害、その他の障害が含まれていました。それが令和2年度に変わって、今、こちらの把握資料に書いてあるとおりの分類になったというところで、紛らわしい記載になっているのですけれども、そのような変更があったというところがございます。したがって、164名というのは介護保険の要介護認定を受けた方、令和2年度でいくと、2のところの87名に該当するという見方になるというところなんです。紛らわしくて申し訳ございません。

委員

ということは、164名の要介護認定者が、87名に減ったというふうに判断すればよいのですね。

日本ライフアシスト協会

はい。この表の見方としては、そういう形になります。

副会長

これは令和2年度までなのですからけれども、最新で、令和3年度というのはどうなのですか。

日本ライフアシスト協会

若干増えています。

副会長

会員数として103名ぐらいになっているということですか。

日本ライフアシスト協会

110ぐらいですね。亡くなる方とか、そういう方は、我々では把握できませんので。

副会長

それはそうですね。

日本ライフアシスト協会

ですから、1年間やった中で、この人は1回も来ていないなとか、そういうことから判断して削ったりしています。3、4年前までは全然削らなかつたのです。そういう人数も分からないものですから。福祉部の方に来て、こんなに多いのだけれども、どうしたらいいかと聞いたら、把握している範囲内で削除して結構ですということでした。それから、こういうふうに見直し、見直しで、今現在に至っております。高齢の方が多いものですから。

副会長

それは、当然そうなりますよね。会員数の把握というのは、今、逐次やられているということですか。

日本ライフアシスト協会

やっています。

副会長

さっきの説明でいうと、会員数はまた戻ってきているので、車両を1台、もう一回増やそうという検討を始めているということですか。

日本ライフアシスト協会

始めています。

委員

福祉車両をもう一台増やしたいということですが、それが、資金的には大丈夫なのでしょうか。

日本ライフアシスト協会

大丈夫です。ライフアシストの親会社というか、そこは医療法人もやっております、介護施設も、グループホームは四つ、小規模多機能というホームが二つ、それから、デイサービスとショートステイと、親会社がやっておりますので、そこら辺も徐々にコロナの関係から少しずつ改善されたので、幾らか増えているということから今年は見込みがあるかなという感じです。

委員

この会員の中で車椅子の方は何名いらっしゃるのですか。

日本ライフアシスト協会

車椅子だけというのは計算したことがありません。

委員

福祉車両は、車椅子対応ということですか。

日本ライフアシスト協会

全部対応しています。

委員

ストレッチャーも対応できるのですか。

日本ライフアシスト協会

対応でございます。

副会長

今のお話で、親会社が医療法人だということで、デイサービスとかいろいろな送迎をや

られているということですか。

日本ライフアシスト協会

うちは、送迎はやっていません。送迎はその中のデイサービスとかにいますので。

副会長

介護保険の中でやっているのですか。

日本ライフアシスト協会

はい。医療法人平真会というところの中でデイサービスとかをやっています。日本ライフアシストに関しては別でやっておりまして、ただ、理事長が同じということですか。

副会長

ということは、ここに関わる方の送迎先というのは、どういうところが多いのですか。

日本ライフアシスト協会

ほとんど病院です。

副会長

介護施設ではないということですね。

日本ライフアシスト協会

介護施設ではないです。

副会長

分かりました。

日本ライフアシスト協会

年間に1回か2回、入居する介護施設が送迎をやっていませんと言われると、うちの方で送迎して料金はいただきます。

副会長

病院の送迎がほとんどですか。

日本ライフアシスト協会

ほとんどです。1%か2%ぐらいが冠婚葬祭です。

会長

そうすると、大体98%ぐらいが通院ということですね。

日本ライフアシスト協会

ほとんど通院です。

委員

待機料金というのは一走行に、利用者の輸送で待機になった場合は480円取るわけですか。時間は関係なく、ですか。

日本ライフアシスト協会

待機料金というのは、病院に行ったり、何かしたときに、待っていてくださいとか言われたときに、10分480円。最初の10分は無料です。

委員

では、10分ごとに480円がかかるのですね。

日本ライフアシスト協会

そうです。

委員

そうしますと、旅客の方々に対しては、金額のみの記載ですと1回かなと思ってしまう、勘違いしてしまう方もいらっしゃるのですが懸念されるのですけれども、時間単位なのか回数なのかというのを併記した方がいいかと思います。

日本ライフアシスト協会

設定方法は距離制と書いてあるのですけれども。

委員

そうですね。ただ、運送の対価以外の対価というところで、また別立てで設定してあるので、10分ごと480円とかという記載をしていただいた方が、旅客に対しては親切かなと思います。

日本ライフアシスト協会

それは、パンフレットには書いてあります。

委員

書いてありますか。では、大丈夫ですね。

日本ライフアシスト協会

はい。

委員

あと、迎車料金と介助料金も同じような設定方法ですか。

日本ライフアシスト協会

そうですね。

委員

両方とも10分ごとですか。

日本ライフアシスト協会

介助料金は1回につきです。これが少しややこしいのですが、家から車までは取っていないのです。ただ、靴を脱いでベッドまで行って、そこで介助して、車椅子などに乗せて、そこから手を引いて車までいくときには介助料金はいただいています。

委員

分かりました。

日本ライフアシスト協会

それ以外は、あと、階段とか、2階から下ろすとかというので介助料金はいただいております。それは、事前にお客様にはお金がこれだけかかりますと御説明して、ケアマネジャーさんは皆さん知っておりますので、あまりにも前は安いと言われていたものですからそれで取るように、だんだんなってきました。

委員

分かりました。それは特段問題ないです。あと、迎車料金400円というのも、10分ごとということですか。

日本ライフアシスト協会

迎車料金は、練馬区内はどこに向っても400円です。

委員

1回400円ということですか。

日本ライフアシスト協会

そうです。

委員

ありがとうございます。

日本ライフアシスト協会

練馬区外は、例えばここから帝京病院まで行くと、1キロにつき100円の迎車料金をいただきます。

委員

練馬区内から出発して、1キロにつき100円の迎車料金ですか。

日本ライフアシスト協会

例えば練馬区から乗って板橋の帝京病院に行く場合には、迎車料金は400円でございます。一旦降ろして、私どもは一旦会社に帰ってきてから、また、診療が終わったので迎えに来てくださいと言われたときには、1キロ100円で、帝京病院まで約10キロですから1,000円です。

委員

2回目は、最初から1キロ100円で計算するということですか。

日本ライフアシスト協会

そうです。そこから、例えば練馬区内ではなくてほかのところというのは、うちは受けられません。必ず練馬区内に帰ってくるのでないと、うちは受けられないようになっています。

委員

分かりました。それはパンフレットとか御案内には記載されていますか。

日本ライフアシスト協会

それは全部書いています。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

ほかにかがでしょうか。

委員

距離制の金額は2キロ330円ですよね。これ以外に、区外の場合は1キロ100円プラスということですか。

日本ライフアシスト協会

うちの会社は練馬区の南田中にあるのですが、例えば、練馬区の谷原とか東大泉だとか西大泉だとかに行っても迎車料金は400円です。

委員

区外のお迎えの場合は1キロ100円ですか。

日本ライフアシスト協会

100円です。

委員

距離の金額プラスですか。

会長

距離の金額は乗せているときですね。

日本ライフアシスト協会

そうです。

会長

迎車は迎車料金だけですね。

日本ライフアシスト協会

そうです。乗せているときの料金は、距離掛ける190円で、2キロまでが330円で、それに1キロごとに190円です。

会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

運行管理の体制についてお伺いしたいのですが、運行管理の責任者の方として、平良さんお二人が選任されているのですけれども、このうちのお一人が運転士を兼業されていて、一応、運行管理の責任者として就任されている方が運転される場合も、対面の点呼ですとか、できないときは電話点呼ですね、点呼をきちんと誰かが代わりに取っているという体制を取られていますか。

日本ライフアシスト協会

理事長が点呼を取っているので、ほとんど運転はしません。代理の代表者の平良真吾は、運転はします。理事長はほとんど事務処理です。

委員

理事長様が基本的に点呼を取るというスタイルでやられているということで、運行管理の責任者の代行者と、下の方の指揮命令系統のところには真吾さんのお名前をいただいているのですけれども、そのときは真吾さんは運転業務をせずに、点呼を取る人として、ほか運転される方の点呼をちゃんと取ってという体制を取られているということで大丈夫ですか。

日本ライフアシスト協会

はい。

委員

分かりました。セルフ点呼、自分で自分の点呼はできないので、そういう体制にはなっていないということで、大丈夫ですね。

日本ライフアシスト協会

はい。

委員

あとは、出庫前ですとか帰庫時の点呼もきちんとやっという事で大丈夫ですか。

日本ライフアシスト協会

はい。そうです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

いかがですか。ほかにはないようであれば、更新登録に向けての協議は整ったものとした
いと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

会長

それでは、日本ライフアシスト協会さん、ありがとうございました。

日本ライフアシスト協会

どうも、今日はありがとうございました。

(4) その他

会長

それでは、次第4、その他に移ります。皆様から何かございますか。

副会長

今日もお話があったのですけれども、コロナの影響で大分利用者が減ったとありました。
それで、だんだん増えてきたという話があるのですけれども、その辺は全体的にこの福
祉輸送だけにかかわらず、練馬区で例えば高齢者がフレイルになっているとか、そうい
う実態は捉えていらっしゃるのでしょうか。

委員

先ほどのコロナの影響でというところで、練馬区の方でもフレイルに対して、昨年度か
らですけれども、フレイル対策のサポーター養成講座というのを始めたりしておりまし
て、高齢者の方がなるべくフレイルにならないような取組というのは進めていきたいと
考えているところです。

高齢者の計画というものを3年に一度策定しており、その計画の策定に向けて、今年が
ちょうど基礎調査を行う年になっておりますので、そういった調査を通じて実態を把握
していくという形で考えているところでございます。

副会長

他の自治体とかを聞くと、今まではよかったのですけれども、今年度ぐらいからだんだ
ん影響が激しく出ているというような感じがあるので、ぜひ積極的にお願いします。

会長

ほかにはいかがですか。

(なし)

(5) 今後のスケジュール

会長

なければ、本日の議題は全て終了いたしました。最後に、事務局より今後のスケジュー
ルについてお知らせをお願いします。

事務局

では、スケジュールについてお知らせさせていただきます。本協議会にかかる委員の任
期につきましては、今年、令和4年9月30日までとなっております。次期第十期の任期

については10月からとなりますが、8月頃に委員の推薦依頼をさせていただく予定であります。

次回の運営協議会は、2団体の更新登録の協議を行う予定です。令和5年1月の開催で調整をさせていただきます。決定しましたら速やかに御連絡いたします。また、新規登録の協議等、必要が生じた場合には1月より前に開催させていただくこともありますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

会長

現在のところ、この第九期につきましては今回で最後という形になります。ただ、新規登録の協議等がありましたら、またお声がけをさせていただく可能性がありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第九期第5回福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日は、御審議いただきありがとうございました。